

## 今後の厚生労働科学研究について

(検討課題：案)

- 厚生労働科学研究の役割の一層の明確化
  - 根拠に基づく施策のための研究であることをより明確にして、成果が具体的にどのような施策に活かされるのか、施策の効果が具体的に想定されて研究が行われるのか、また、実際に反映されたのかを事後評価するシステム構築、等
- 研究課題設定の見直し（厚生労働省の調査研究分析機能の強化に資する研究課題の設定）
  - 国が行うべき研究課題（国民、社会的ニーズの着実な把握）
  - 厚生労働行政施策への一層の貢献を目指し、国際的な状況の把握、国際比較分析等の研究の充実
  - 指定型研究、特別研究も含め、テーマ設定についての外部意見聴取
  - 出口を見ずえた研究課題の設定、等
- 研究の枠組みの見直し
  - 実績が乏しいプロジェクト提案型研究類型の廃止
  - 戦略研究の進め方を見直し（例：医療の質の向上や標準化への結びつきの明確化）
  - 若手研究者育成の方策（リサーチレジデントの確保方策等）、等
- 効率的な調査・研究の実施
  - 不必要な重複排除、他の研究との連携強化を目指して e-Rad の活用方策等を検討
  - 効率的な調査・研究となるような評価体制の検討
  - 中間評価をそれ以降の研究に活かし、事後評価結果を以降の課題採択に活用するシステムの構築、等
- 研究成果が一層活用される方策の検討
  - 厚生労働科学研究成果データベースの充実強化
  - 研究成果をわかりやすく一般国民に示す仕組みの検討
  - 研究成果を知財につなげる方策の検討、等

## 科学技術部会における厚生労働科学研究の方向性等に関する主な意見

(平成 21 年 4 月以降)

## 【研究事業の在り方】

- 難治性疾患克服研究事業など、配分額が大きい研究事業は、連携をして、効率よく推進するために、どのように研究事業を進めるかという研究やフォローアップが必要。
- 最先端医療に研究費を配分し、実用化に近づけるのもかかわらず、それに対する受け皿に関する研究が見あたらない。実用化の際、国民医療、保険医療の中で賄いきれるのか等在り方に関して、行政政策研究として行うべきではないか。
- 国民医療のための技術革新を、国民皆保険と矛盾なく導入するための基礎研究を政策研究として取り上げるべきある。また、イノベーションの結果医療経済がどのような影響を受けるかを研究する人材も育成する必要がある。
- 全体的な観点から、安全・安心な社会として医療の供給がきちんとなされるよう、医師の養成も含めて、医療制度全体のあり方という総合的な観点からの研究を進めて欲しい。

## 【事後評価】

- (生活習慣病・難治性疾患克服総合研究など)総合研究化を推進しすぎると、それぞれの疾患に特有な事情に対する配慮が失われてしまう。今後の評価の中で、総合化を行った事業について、総合化の効果に関する評価をもりこむべき。
- 「成果に関する評価(平成 20 年度)」について、いろいろな研究事業で最後の行に、「評価できる」とか、「引き続き推進すべき分野である」とか、「非常に評価できる」とか、いくつかの段階があるようだが、評価に関する表現について統一化を検討してはどうか。
- 研究全体のマネジメント(厚労科研費の交付時期、公募の時期・内容・周知方法等)について、政策的な研究課題を迅速に政策的な必要性に応じて取り上げたか、成果が得られたかという観点での評価も行うべき。宿題として考えていただきたい。早期執行など確実に進歩しているので、その成果はきちんと国民と共有するような形で報告がなされるべき。
- 単年度の評価だけでは不十分であり、三年間ぐらいの期間で、今年はどうだったかという観点も必要。傾向を踏まえ今後の対応を検討する必要がある。

今後に向け検討すべき。

**【研究成果の公表】**

- 研究成果の報告にあたっては、知財に係る部分は公開しない仕組みがあるのか。報告書の公開によって、特許出願等で研究者が不利益を負うことがあるのであれば、対応を検討すべき。
- 厚生労働科学研究は厚生労働省の施策の根拠を形成する基盤となるものである。研究の成果を施策立案に確実に活かす仕組みと体制等について、具体的なアイデアを検討すべき。

**【若手育成】**

- 重複チェックを厳密に行うとしても、若手研究者については、所属する研究室の研究方針等により、研究目的等が同じ場合もある。特に、若手育成においては、研究をエンカレッジするような基本方針を貫くべき。
- ボトムアップの研究に加え、厚労省らしいミッション・オリエンテッドな研究やエビデンスを出す大型の臨床研究において、若手を育成することも非常に大事なこと。大型研究の中で若手が重要な役割を果たすようなものについても、若手育成として積極的に評価してはどうか。

「平成 22 年度概算要求における科学技術関係施策の優先度判定等について（平成 21 年 12 月 9 日科学技術政策担当大臣総合科学技術会議有識者議員）」における厚生労働科学研究の方向性等に関する指摘事項等（抜粋：個別的な指摘等も含む。）

- 多様な施策が打ち出されている一方、基本的な戦略が見えにくい。戦略的に体系化した上で概算要求を行うべきであり、限られた予算の中であらゆる施策を実施するのではなく、他府省と本格的に連携し、効率的な研究開発の推進に一層留意していくべきである。
- 予防、診断、治療の 3 本柱の内、予防に関する取組みが弱いと思われるので 3 本柱をバランスよく実施していくべきである。特に大規模コホート調査を早急に立ち上げ、早期診断技術を向上させる等、医療費の低減に資する取組みが必要である。
- 研究開発成果を実用化する観点から、医薬品の開発リスクが高まっていることにも留意すべきである。民間の研究開発促進のためにも、安全性確保のための、臨床データの蓄積に関する支援策等の検討が必要である。
- 研究を進めるに当たっては、社会への貢献など、出口を見すえて行うべきであり、評価体制の改善が必要である。
- 疾病予防による医療費削減への具体策を明確にすべきである。
- 難治性疾患に関する診断・治療法等の研究推進については、製薬企業の参入が難しく、国が行わなければならない大変重要な分野である。
- 本事業を進めるに当たっては、企業側のニーズを分析、収集しプロジェクトの選定評価に活かす必要がある。
- 開発リスクの高い医療機器や、対象患者が少なくても当該患者にとって高い効果が見込まれる医療機器などの開発は、臨床、研究者、産業界が共同研究体として連携して、開発を進めていく必要がある。
- 高齢者や障害者の自立に向けては、社会的なサポート体制を含めて考えることが重要である。

- 高齢者や障害者の自立支援については、他分野（ロボットスーツの開発など）と連携して研究を進めることが重要である。
- これまでのレギュラトリーサイエンスに加えて、データベースを基盤とした研究を今後強化していく必要がある。
- 国際レベルでの協調が重要である。
- 医師の参加が進むための対策を講じるべきである。
- 感染症に関する最近の問題、特に、新型インフルエンザに関する研究に対して、迅速に対応できるように研究を進めることが重要である。
- インフルエンザ、エイズに関して、これまでの成果の実用化に向けての方向性を明確化する必要がある。
- データベースの統合化を視野に入れて事業を進める必要がある。
- 臨床研究の推進のためには、支援人材の育成やプロトコール作成などを支援する拠点を整備することは有意義である。
- これまでに得られている成果の社会還元を積極的に進める必要がある。
- 施策の内容は、厚生労働省以外の複数の省庁にまたがるので、関連各省庁との連携、情報交換を十分に行うべきである。